



平成 20 年 5 月 1 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一  
(コード番号 4723 東証第一部)  
問合せ先 経営企画本部 IR 部長 前田 智之  
(TEL . 03-3405-9262)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 11 日に発表致しました当社プレスリリース「第三者割当により発行される普通株式及び優先株式の募集に関するお知らせ」においてお知らせしております通り、財務体質の健全化を図り、更なる成長ステージへの移行を図ることを目的に、第三者割当による新株式（普通株式及び A 種優先株式）の募集を行うこと（以下「本増資」といいます。）を決議し、米国大手投資ファンドのサーベラスグループの設立したオランダの有限責任会社であり、サーベラスと米国大手証券会社のモルガン・スタンレーの関連会社の組成するコンソーシアムによる投資を目的とする Promontoria Investments I B. V.（以下、「Promontoria」といいます。）との間において、株式引受契約を締結致しました。かかる本株式引受契約の締結を受け、当社は、平成 20 年 5 月 1 日開催の取締役会において、本増資に係る A 種優先株式発行のご承認等をいただくため、開催日を平成 20 年 5 月 23 日として当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議するとともに、本臨時株主総会において、定款の一部変更の議案を付議する事を決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

本増資による A 種優先株式の発行に備えるために、新たな種類の株式として A 種優先株式を追加し、A 種優先株式に関する規定を新設するほか所要の変更を行うものです。（変更定款案第 6 条、第 10 条の 2、第 16 条の 2）

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

#### 3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 20 年 5 月 23 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 5 月 23 日（金曜日）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、 6,144,061 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、 6,144,061 株とし、<u>このうち普通株式は 6,142,511 株、A 種優先株式は 1,550 株とする。</u></p> <p>第 2 章の 2 <u>優先株式</u></p> <p>第 10 条の 2 (A 種優先株式)</p> <p><u>当社の発行する A 種優先株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。</u></p> <p>(優先配当金)</p> <p><u>2. 当社は、平成 22 年 1 月 1 日以降、定款第 38 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)または A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1 事業年度につき A 種優先株式 1 株当たり、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額(10,000,000 円)に、<u>年率 4.0%を乗じて算出した額の配当金(以下「A 種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該事業年度において、本条第 5 項に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とし、これに優先して支払われる累積未払配当金(本条第 3 項に定義する。)は控除しないものとする。</u></u></p> <p>(累積条項)</p> <p><u>3. ある事業年度において、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が、A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降</u></p>

に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、翌事業年度以降、A種優先配当金および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これをA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に支払う。

（非参加条項）

4. 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金（本条第5項に定めるA種優先中間配当金を含む。）を超えて配当しない。

（優先中間配当金）

5. 当社は、平成22年1月1日以降、定款第39条に定める中間配当を行うときは、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、各事業年度におけるA種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

（残余財産分配）

6. 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき10,000,000円に、累積未払配当金相当額およびA種優先株式1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割計算した額を加えた金額（ただし、本条第5項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。以下「A種優先残余財産分配金」という。）を分配する。当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配を行わない。

(株主総会における議決権)

7. A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(普通株式を対価とする取得請求権)

8. A種優先株主は、当会社に対し、本項第1号に定める取得請求期間中、本項第2号に定める取得の条件で、その有するA種優先株式の全部または一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

(1)取得請求期間

平成21年1月1日から平成30年3月31日までとする。

(2)取得の条件

当会社は、A種優先株主からの請求に係るA種優先株式を取得したときは、A種優先株式1株につき本号(イ)ないし(ハ)に定める取得価額および算式に基づいて算定される数の当会社の普通株式を交付する。

(イ)当初取得価額

9,000円

(ロ)取得により交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

普通株式数=(A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株主の払込金総額+A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式に係る累積未払配当金+経過配当金相当額)÷取得価額

なお、「経過配当金相当額」とは、当会社がA種優先株式を取得する日(以下「取得日」という。)の属する事業年度の初日から取得日までの実経過日数(初日および取得日を含む。)の配当金の額を日割計算した額(ただし、本条第5項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。)をいう。

ただし、A種優先株主が取得請求のために提出したA種優先株式の払込金額の総額は、A種優先株式につき、株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(ハ)本号(イ)および(ロ)のほか、取得価額の調整方法その他の交付すべき株式数の算定方法等は、A種優先株式を初めて発行する時までに、株主総会または取締役会の決議で定める。

(現金を対価とする取得請求権)

9. A種優先株主は、平成21年1月1日以降いつでも、10日以上前の事前通知を行うことにより、当該取得請求がなされる日の属する事業年度の当会社の分配可能額に0.7を乗じた額を限度として、その保有するA種優先株式の全部または一部について、当会社に対して、現金を対価とする取得を請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき10,000,000円に、1株当たりの累積未払配当金および経過配当金相当額を加えた額の金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(普通株式を対価とする取得条項)

10. 当会社は、本条第8項の取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉取得日」という。)をもって取得するものとし、当会社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えにかかるA種優先株式の払込金額相当額の総額、累積配当未払金および経過配当金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日

の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に0.9を乗じた額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。かかる普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

（現金を対価とする取得条項）

11. 当社は、平成25年4月1日以降いつでも、A種優先株主に対して60日以上前の事前の通知を行うことにより、A種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、本項第2号に定める額の金銭を交付するものとする。かかる取得は分配可能額を限度とする。

(2) 前号に基づくA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を、取得日における本条第8項に定める取得価額で除した数に10,000,000を乗じた額または10,000,000円、の高い方に1.1を乗じた額に、1株当たりの累積未払配当金および経過配当金相当額を加えた額とする。

（株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等）

12. 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には、募集株式、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

<p>(新設)</p>	<p><u>第 16 条の 2 (種類株主総会)</u></p> <p><u>第 11 条、第 13 条、第 15 条および第 16 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第 12 の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第 14 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4. 第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
-------------	--